

平成 23 年 12 月 8 日

保険医療機関 様

佐賀県国民健康保険団体連合会

事務局長 今 泉 寛

電子レセプト請求保険医療機関等から書面の症状詳記及び  
日計表で提出があった場合の取扱について

診療報酬の請求等につきましては、平素から御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求については、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第 1 条第 2 項及び第 3 項の規定により電子レセプト請求保険医療機関等が合計点数（心・脈管に係る手術を含む診療に係るものについては特定保険医療材料に係る点数を除いた合計点数）35 万点以上（歯科診療に係るものについては合計点数が 20 万点以上）のものに係る診療報酬の請求を行う場合には、診療日ごとの症状、経過及び診療内容を明らかにすることができる情報を電子情報処理組織の使用又は光ディスク等に記録して提出しなければならないとされています。

つきましては、平成 24 年 2 月請求分から、症状詳記及び日計表のみ書面により提出された場合については、レセプト、書面で提出された症状詳記及び日計表を返戻とする取扱とさせていただくことにしましたのでよろしくお願ひします。

なお、この取扱いにつきましては、厚生労働省保険局総務課保険システム高度化推進室と日本医師会・日本歯科医師会との間で協議済みとなっておりますので申し添えます。

<参考>

療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（抜粋）

第一条

- 2 電子情報処理組織の使用による請求を行う場合において、療養の給付費等のうち、厚生労働大臣の定めるものに係る請求を行う場合には、診療日ごとの症状、経過及び診療内容を明らかにすることができる情報を前項のファイルに記録しなければならない。
- 3 光ディスク等を用いた請求を行う場合において、療養の給付費等のうち、厚生労働大臣の定めるものに係る請求を行う場合には、診療日ごとの症状、経過及び診療内容を明らかにすることができる情報を光ディスク等に記録して、審査支払機関に提出しなければならない。

療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第1条第2項及び第3項並びに第7条第2項の規定に基づき厚生労働大臣の定めるもの

- 1 歯科診療以外の診療に係る療養の給付及び公費負担医療に関する費用（以下「療養の給付費等」という。）のうち合計点数（心・脈管に係る手術を含む診療に係るものについては特定保険医療材料に係る点数を除いた合計点数）が三十五万円以上のもの
- 2 歯科診療に係る療養の給付費等のうち合計点数が二十万円以上のもの